

年金事務所による社会保険の調査が急増しています

「年金事務所から調査を実施する旨の書類が送られてきました。社会保険の調査とはどのようなもので、どこをチェックされるのでしょうか？何を準備すればいいのでしょうか？」

というご相談が多く寄せられています。

本来社会保険に加入すべき従業員が加入していないケースも見られることから、社会保険の適正な加入など、厳格な対応を徹底していくという年金事務所の動きがあるようです。

社会保険とは健康保険と厚生年金保険のことをいいますが、本来この加入や喪失、給与からの保険料の徴収は、基本的に事業所が行うことになっています。

社会保険の調査はこれらの手続きについて正確に行われているかどうかを確認するために実施されます。

(1) 調査の主な内容

ポイントはいくつかありますが特に調査の対象となる事項は以下についてです。

- ① パート・アルバイトの適正な加入
- ② 社会保険の加入時期
- ③ 社会保険の標準報酬月額が適正であるかどうか
- ④ 賞与支払届の提出漏れ、届出に誤りがないかどうか

(2) 特に注意すべき点

○社会保険の適正な加入について

調査を実際に受けてみると、指摘事項の多くは「社会保険に加入すべきパート・アルバイト従業員が適正に手続きされているかどうか」という点での遡及加入です。

昨今、報道でも多く取り上げられていますがパート・アルバイトの社会保険の加入基準は「常用的使用関係にあるか否か」により判断することになり、給与額の高低は関係ありません。具体的には、次の①と②のいずれにも該当する場合は常用的使用関係にあるとされ、社会保険の加入義務が生じます。

- ① 1日または1週間の所定労働時間が一般社員のおおむね4分の3以上の場合
- ② 1月の所定労働日数が一般社員のおおむね4分の3以上の場合

【例】

区分	1日の所定労働時間		1週の所定労働時間		1月の所定労働日数	
一般社員 (正社員)	8時間	○	40時間	○	20日間	○
パート	6時間	○	30時間	○	15日間	○
パート	8時間	○	24時間	×	13日間	×

なお、加入基準に該当するにもかかわらず加入を怠った場合は、入社日または社会保険加入要件を満たした日に遡って最大2年間保険料の支払いを要求される場合があります。例えば、社会保険料の従業員負担が月々2万円とすると2年で最大24万円となり、さらに事業所が同額を負担することになります。パート従業員から遡って保険料を徴収するとなると、本人の負担も重く結果的に事業所が負担することになるケースもあるようです。

折しも、パートの社会保険加入要件（週20時間以上）の見直しが検討されているなか、今のうちに整備を進めていきたいところです。

パート・アルバイトの取得もさることながら、正社員の社会保険の取得時期についても注意が必要です。

試用期間だから・・・、月の途中入社だから・・・という理由は社会保険の手続きが遅れる正当な理由とはされません。

試用期間中の保険の未加入については、退職後に年金事務所に従業員が相談するケースも多くみられ、従業員が退職してから社会保険の加入を指摘を受けることとなります。本来であれば保険料は労使折半のところ、このようなケースだと全額事業主負担となることもあるようです。

○社会保険の標準報酬月額が適正かどうか

毎年提出している算定基礎届が、給与台帳と照合して合致しているのかどうか、標準報酬月額変更届の提出時期が適正かどうかを調査されます。

昇（巧）給月の固定的賃金の変動との関係や、交通費の有無等が問われます。

こちらは、複雑すぎる手続きを正確に理解できているかどうかを問われるような内容となります。

「社会保険の調査は、この4年間に全事業所を対象に実施する」とまことしやかな話を耳にします。

厳しい社会保険財政を立て直すため、社会保険の厳格な加入を徹底していくという方針のもと実施されているようです。

厳しい経済状況、雇用状況のなかですが、企業には法令順守が求められています。



(3) 調査に必要な書類

- ・ 賃金台帳
- ・ タイムカード、出勤簿
- ・ 源泉所得税の領収書
- ・ 就業規則、賃金規程
- ・ 雇用契約書
- ・ 労働者名簿

等々